

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業

Q&A

1. 補助対象者について

	質問	回答
1	もともと市内に住んでいる子育て世帯ですが、住宅を取得する場合対象になりますか。	市外に概ね1年居住していた方が、 住宅の取得に伴い市内に転入する場合 でなければ対象になりません。
2	子育て世帯について、ひとり親世帯は対象になりますか。	親の年齢が42歳以下で、義務教育修了前の子を養育していれば対象になります。
3	子育て世帯・三世代同居世帯の補助申請者は誰ですか。	世帯の構成員のうち、定住する目的で取得住宅の所有権を持ち、 市内に転入する方 です。
4	取得住宅の所有が共有の場合、補助申請者は誰ですか。	代表者を決めて申請してください。
5	市外から転入し、現在アパートに住んでいる子育て世帯ですが、これから住宅を取得する場合対象になりますか。	市外に概ね1年居住していた方が、住宅の取得に伴い市内に転入する場合でなければ対象になりません。
6	別荘として市内に住宅を取得しますが対象になりますか。	転入し5年以上継続して居住しなければ対象になりません。
7	結婚に伴い住宅を取得し、市内に転入する子育て世帯ですが、夫が市内、妻が1年以上市外に住んでいる場合対象になりますか。	住宅の取得を行い、市外に概ね1年居住した後に住宅の取得に伴い市内に転入することが要件なので、ご質問の場合は妻の名義（共有名義も可）で住宅を取得しないと対象になりません。
8	同一敷地内に子どもが市外から転入し、家を新築（親世帯とは別棟）することになりました。このような場合は対象になりますか。	要件を満たしていれば対象になります。

2. 補助対象期間について

	質問	回答
1	住宅を取得する前に申請はできますか。	取得した住宅の所有権を得た日又は転入した日のいずれか遅い日から1年間、申請が可能となりますので、 住宅を取得する前に申請はできません。
2	住宅を取得し、入居は1年後ですが対象になりますか。	取得した住宅の所有権を得た日又は転入した日のいずれか遅い日から1年間、申請が可能となりますので、転入後に対象となります。
3	対象となる期間はいつからですか。	取得した住宅の所有権を得た日又は転入した日のいずれか遅い日から1年間までが申請期間となります。

3. 補助対象住宅について

	質問	回答
1	中古マンションの購入は対象になりますか。	住宅の機能を持ち、50㎡以上の面積があれば対象となります。
2	居住用面積が50㎡以上の面積の理由は何ですか。	住宅の機能確保と、居住面積水準を考慮し、50㎡以上と捉えたものです。また、同面積は固定資産税の軽減措置の下限值となります。
3	土地付建売住宅を購入しますが対象になりますか。	住宅の購入ですので対象になります。また、住宅の敷地である土地の購入も経費に含みます。
4	住宅のリフォームは対象になるのでしょうか。	増築を伴わないリフォームは対象となりません。ただし、増築を行う場合は要件を満たしていれば対象になります。
5	市内の持ち家に住んでいます。建替えや別の土地に家を建てた場合は対象になりますか。	市内での家の建替え及び住み替えは対象となりません。

4. 補助金額について

	質問	回答
1	住宅の購入契約額に住宅ローンの保証料や事務手数料、登記に要する費用などが含まれていますが対象になりますか。	住宅取得に係る経費ですので対象になります。
2	転入する子育て世帯（多子世帯加算なし）で三世帯同居をしますが、100万円の補助になるのでしょうか。	取得住宅1件単位で補助しますので、最大50万円の補助になります。
3	引越し費用や家具の代金は対象になりますか。	住宅取得に係る経費ではありませんので、対象にはなりません。

5. その他について

	質問	回答
1	予定件数50件は件数に達したら補助終了でしょうか。	受付件数の推移をみながら、補正予算などの検討をしていきます。
2	来年度もこの事業は継続しますか。	来年度の継続は未定となります。継続が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。
3	補助対象経費を支払ったことを証する書類の写しについて、ネット銀行から住宅ローンを借りたので、領収書や振込受付書が発行されなかったのですが、どうすればよいのでしょうか。	取引(履歴)証明書でも受け付けています。取引(履歴)証明書がない場合は、領収書を再発行してください。
4	市区町村民税等の滞納がないことを証する書類とは、どのようなものでしょうか。	本市では「市税に滞納がないことの証明書」として発行していますが、自治体によっては名称が異なる場合がありますので、どのような書類となるかは請求先の自治体にお問合せください。
5	補助金は、住宅ローン控除対象額から控除する必要はないのでしょうか。	住まいの給付金や、ZEH補助金、宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金等と同様に住宅ローン控除対象額から控除する必要があります。詳しくは、税務署にお問合せください。